

会議名称		令和5年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		令和5年12月19日（火） 14時10分から16時25分まで
場所		杉並区役所 第3・4委員会室（中棟5階）
出席者	委員	佐藤慶浩会長、恵羅明子委員、曾山恵理子委員、宇田川ゆうじ委員、おおつき城一委員、奥山たえこ委員、小池めぐみ委員、堀部やすし委員 安田マリ委員、浅見雄輔委員、細川えみ子委員、加藤隆之委員（オンライン参加）
	実施機関	毛利区民課長
	事務局	武井デジタル戦略担当部長、黒澤情報管理課長、倉島情報システム担当課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 資料1 令和5年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録（案） 資料2 令和5年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 資料3 特定個人情報保護評価第三者点検部会報告事項 参考資料（杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表）
	当日	<ul style="list-style-type: none"> 会議次第 差し替え資料（資料2の13ページ） 諮問文（写し） 答申文（案）
【会議内容】 1 開会 2 令和5年度第2回審議会会議録の確定について…資料1 3 令和5年度第3回審議会 報告・諮問事項について…資料2 4 特定個人情報保護評価第三者点検について…資料3 5 一般報告 6 その他 7 閉会		
報告・諮問事項審議結果一覧		
報告第7号	個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	報告了承
諮問第4号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について	—
諮問第5号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について	—
諮問第6号	個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う事務の追加等について	決定
諮問第1号	国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について	決定
一般報告	個人情報保護委員会による実地調査・立入検査の実施結果等について	報告了承

会長	<p>本日は御多用の中、当審議会に御出席いただきありがとうございます。ただいまより、令和5年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。初めに連絡事項について事務局からお願いいたします。</p>
情報管理課長	<p>(小林委員の訃報について報告する。)</p> <p>続いて、本日の会議の連絡事項をお伝えします。本日の会議におきまして、オンラインによる会議参加を実施しております。本日は、加藤委員がオンラインで参加しております。</p> <p>次に、本日の会議につきまして欠席される旨の御連絡がありました委員は、氏橋委員、宇田川通宏委員、内山委員、山崎委員、手島委員の計5名でございます。</p> <p>続いて、審議会進行に当たっての留意点を確認させていただきます。発言者を明確にするため、発言をする委員は挙手をして会長の指名を受けてから発言をしてください。また、名乗った上で発言を行ってください。オンライン参加の加藤委員におかれましては、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただきようお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしまいたいと思います。</p> <p>それでは、資料1の令和5年度第2回の会議録についてですが、まず、事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。</p>
情報管理課長	修正、補足説明は特段ございません。
会長	それでは、委員の皆様から会議録につきまして、訂正箇所、御意見等はございますか。
(意見等なし)	
会長	<p>ないようですので、令和5年度第2回の会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第の3に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。まず、資料2について、事務局から連絡事項をお願いします。</p>
情報管理課長	資料2の13ページ、一般報告の資料の別紙につきまして、資料の差し替えがございます。別紙のうち、事務対応ガイド番号法ガイドラインという記載がございますが、その注釈を表の下に記載しておりましたが、印刷の際に当該注釈が印刷範囲から外れておりました。差し替えと記載した資料を席上に配布してございます。

	一般報告の際は、こちらを御覧いただきますようお願いいたします。
会長	それでは、デジタル戦略担当部長は諮問文を読み上げてください。
デジタル戦略担当部長	(諮問文を読み上げて会長に渡す。)
会長	デジタル戦略担当部長から諮問文を受けました。それでは、会議次第の裏面の報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきます。初めに、報告第7号です。報告第7号「個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について」の当審議会での取扱いについて確認します。本年4月に改正個人情報保護法が施行されたことにより、昨年度まで当審議会に個別に報告・諮問されていた個人情報の取扱いに係る類型的な案件について報告・諮問することができなくなったため、個別の業務における個人情報の取扱いについての審議ではなく、個人情報の取扱いに関して、区の内部で実施した自己点検の取組状況を審議会に報告していただくものです。それでは、報告第7号について事務局から説明をお願いいたします。
報告第7号	
情報管理課長	(案件について説明する)
会長	それでは、この審議会での取扱いをもう一度確認いたします。資料2の7ページを開いてください。資料2の7ページに本審議会が審議する対象となる表があるわけですが、この表の見方としては、右半分の所で、最初の行は「個人情報の取扱類型の該当性」、2行目が「個人情報として記録する必要性」とありますが、杉並区のデジタル・セキュリティ部会が確認した、ここに書いてある項目についての適正性を、審議会としては確認することになります。例えば、案件番号20番の所は全部空欄になっているわけですが、空欄になっているというのはどういうことかということ、上から読んでいきますと、「個人情報の取扱類型の該当性」についての適正性について部会が確認して、問題がなかったという場合が空欄になっており、次が「個人情報として記録する必要性」についての適正性について問題がないと空欄になるという形です。部会のほうでこちらの項目一つ一つの適正性の確認をしたところ、案件番号20番は全部問題がなかったということで、表の下段のほうに行きまして「対応不要」という所に○が付くという形になっています。

21 番の案件に関しては、上からずっと見ていただくと「自己点検において記載する内容の精査」の適正性に関して、ここは問題があったというよりは質問も含まれておりますので、質問・意見があった場合には○が付きます。21 番の案件に関しては、「自己点検において記載する内容の精査」に質問・意見が出たので○が付いております。それがどういう内容だったかというのは、先ほど事務局から報告していただいた内容になるというところです。

前回から改善していただいた点として「その他」を付けていただきました。今回ですと、21 番は「その他」が付いています。「その他」はということかと言うと、上の適正性の類型のところの項目にないということです。ないけれども部会で気付いたので、その部分について質問や意見をしましたよというのが「その他」ということになります。ですから、本来はこの「その他」の部分はその内容がどういう項目だったのかということを考えて、次回以降は上の類型の所に組み入れていくということをするれば、次回以降の部会の点検がより標準化されて改善されていくことにつながるということになります。

その上で、事務局、部会のほうとしては、21 番で「その他」にしたものに関してどのようなことを確認したのかということ、その次の段に「その他の内容」として 3 行ありますが、21 番に関しては「個人情報の外部提供先」の適正性に関して確認をしたということになりますので、次回からのこの表は、「個人情報の外部提供先」が上のほうの表の中に組み入れられます。そうすると、部会のほうで点検をする内容に関して、必ず「個人情報の外部提供先」の適正性が問題なかったのかということが確認されるようになるということになります。以下、22 番、23 番というように、同様になっていくわけです。

あと、表の下半分の「意見等に対する対応の類型」というところで、意見が基本的にはなかった、質問だけだったという場合には「対応不要」ということになります。この例ですと 20 番、24 番、25 番、27 番に関しては対応が不要だったということになります。「個人情報登録票等帳票の修正」が必要だったということについて、部会に持ち込まれた所管課からの提出資料に関して何か齟齬があったので、それに関しては修正が必要になり、今回ですと 21 番、22 番、23 番、26 番に関して修正が行われたということになります。前回あったかもしれませんが、今回は、業務そのもの

	<p>の改善を部会が指示した場合には「業務の改善」のところに○が付くということです。「業務の改善」に関しては区が改善する話なのか委託先が改善する話なのか、誰が改善するのかというところを明確に分けて書きましようということになって、今回はこのところに関しては○がありません。ですから、20～27番の案件全てについて、一部、「個人情報の登録票等帳票の修正」が必要だけれども、業務の改善は必要なかったということが確認されたということになります。対応の類型に関しても、念のため「その他」を付けていて、ここで書いたようなこと以外について、部会が何か指示をした内容があれば、上の半分と同じように、どういう「その他」のことがあったのかということをお報告していただいて、それをこちらでまた類型の中に組み入れるかどうかを考えるとところになります。</p> <p>以上がこの表の使い方、当審議会においては、主としてこの表の内容に関して審議していくということになります。今回は新たに21番、22番、24番、26番に基づいて、質問・意見の類型のところに「個人情報の外部提供先」の適正性の確認、「個人情報の収集方法」の適正性の確認、それから「システムの運用」に関しての適正性の確認という3項目を、表の左上のほうに組み込むことに関して御意見をいただくということになります。</p> <p>それでは、まず御質問があれば伺いたいと思います。</p>
細川えみ子委員	<p>今の会長の御趣旨と外れるかもしれないのですが、案件番号27番のみどり公園課の指定管理の話なのですけれども、これは個人情報と関係するのでしょうか。区民の個人情報ではないような気もするので、審議会の対象になるのかよく分かりません。デジタル・セキュリティ部会の対象にはなるのかもしれないのですが、審議会の対象になるのか教えていただけませんか。</p>
情報公開調整担当係長	<p>デジタル・セキュリティ部会が行う自己点検の項目につきましては、個人情報の安全管理措置等基準に、自己点検の実施に係る規定がございます。その中に、指定管理を行う際についても個人情報の取扱いについて自己点検を行って、その結果を部会に報告することという規定がございますので、自己点検を行っております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。のちほど意見のときに意見交換しましょう。ほかに質問があれば質問をまずお伺いしたいと思います。</p>
奥山たえこ委員	<p>21番の「災害時透析医療救護に関する業務」についてご説明を</p>

	<p>お願いします。透析の方は週に3回ぐらい医療機関に行かないと生命に関わるわけだから、災害のときであっても何としても医療機関を探すと思うのです。今回、御本人が医療機関にアクセスできないときに、医療機関のほうから、若しくは自治体のほうからその方を探し出して医療機関に結び付けるような、そういうときのために個人情報の収集をするということなのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>基本的に、透析患者の方については、今御意見があったように定期的に病院に行かれるはずですが、かかりつけの医療機関もあると思います。地震などの発災時については、その患者に対して、かかりつけの医療機関のほうから本人に対して連絡が行くようになっているのが、今、通常の流れかと思うのですが、災害が発生しているという混乱時において、何らかの理由によって医療機関がその患者に連絡が取れない、患者のほうも医療機関にアクセスしようとしても電話が繋がらないというような場合に、発災した際には区内に震災救援所が開設されますので、医療機関とつながらない患者は、震災救援所に行く際に、代替医療機関の申出を震災救援所のスタッフにさせていただければ、代わりとなる医療機関を確保し、患者が医療機関にかかれるようにするという取組みです。</p>
奥山たえこ委員	<p>そうしますと、避難所の方に、私はこういう状況にあるから連絡を取ってほしいということを行わなければいけないこととなりますが、避難所のスタッフの方に守秘義務というか、どういう対応をすべきであるかといったことについてはどうなっているのでしょうか。</p>
情報公開調整担当係長	<p>発災時において震災救援所には区職員が従事しております。もちろん地域の方々などもスタッフでいらっしゃるのですが、透析患者の方からの申出については職員が取り扱うというように所管から聞いております。</p>
奥山たえこ委員	<p>次に、案件番号24番ですけれども、法の第69条の第2項第2号を使う、つまり「相当な理由があるとき」というのは、多分御本人にとっては提供したくない場合であったとしても個人情報を収集せねばならないということかなと想定するのですが、例えばここには「職権により減額すること」などという文言がありますけれども、どういうことを指すのか、差し支えない範囲で御説明いただければと思います。</p>
情報公開調整担当係長	<p>こちらは制度について厚生労働省の資料も付けているのです</p>

	<p>が、産前産後期間の保険料の減額というところで、基本的には対象となるお母さんが申請に来るのですが、申請に来ない方に対しては、その事実を所管で確認をして職権で減額をするということになっております。目的外利用のもとが出産一時金の支給の業務だったと思うのですが、こちらの制度を使ったという記録から、妊娠・出産の事実があったことを把握して、その期間の国保料の減免をする仕組みになっています。</p>
奥山たえこ委員	<p>そうしますと、そういう仕組みになっているのだということは、御本人は了解しているということでしょうか。それとも全然知らなかったとか、こんな不利益を受けたとか、そういうことにはならないのでしょうか。</p>
情報公開調整担当係長	<p>本件は保険料の減額なので、基本的には不利益にはならないと認識しておりますが、先ほど申し上げましたように、基本的には申請していただく、申請がなくて、勸奨についても回答がない方については、所管のほうで、職権で減免を行うこととなりますので、御本人は「減免になりました」という通知によってそれを知ることになるかと思われまます。</p>
奥山たえこ委員	<p>保険料の減額であれば、確かに御本人にはメリットになりますね。</p> <p>次に、26番の「杉並子育て応援券に関する業務」ですけれども、これはいずれこういった施策を全部クラウドにしていって、今、紙ベースでやっていることなどを省力化していく、事業全体のコストが低減するという一環だと思うのですが、今回は区と業者がデータを共有するということですが、いずれ利用者さんも使うことになると思うのですが、今回それはここには入っていないのかということと、そういう段階になったときにはまた御報告をいただけるのでしょうか。というのは、所持率は高いと思いますが、みんながみんなスマホを持っているわけでもないのに、デジタル・ディバイドに陥る方がいないのかということは大きな問題だと思うので、今日そこは関係ない、そして今後それが課題になってくるという理解でよろしいでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>今回の応援券のスキームについては、あくまでも区と事業者側の二者になります。今のところそういった話はございませんが、今後、利用者が区と事業者が双方で使っているシステムを同じく利用するということがあった際には、システム構築の変更ということになってきますので、そういったことが発生するというよう</p>

	な場合には、この審議会の場においても報告をさせていただくことになろうかと考えています。
会長	ほかに御質問はありますか。
小池めぐみ委員	まず、21番の「災害時透析医療救護に関する業務」のところですが、参考資料の12ページにフローチャートがあります。先ほど、区の職員が連絡するとおっしゃっていたのですが、これは震災救援所から直接電話で連絡ができるのか、それとも、職員が区役所に戻ってメールや電話をしなければいけないことになっているのか教えていただきたいです。
情報管理課長	震災救援所のスタッフが連絡のために区役所に戻るのかどうかという御質問でよろしいでしょうか。
小池めぐみ委員	連絡の仕方と、それが現場でできるのか、すぐに対応できるのかどうか教えていただきたいです。
情報管理課長	震災救援所には災害用に使うPCが置いてありますので、災害情報システムというような言い方もしていますが、それに震災救援所のスタッフが入力し、入力した内容は杉並区の中の災害発生時の体制である医療救援部という所でしっかりと把握をし、その内容は、基本的には電子メールで杉並区のブロック長に提供します。そこで代替の医療機関を探して、「この病院になりました」と御本人に連絡がいくような流れになっておりますので、区役所に戻るということは発生しないものと考えております。
小池めぐみ委員	震災救援所でもこの情報周知をしているということでしたが、来た人にとっては、ベスト等は着ていますが、どなたがスタッフなのかは分からなくて、取り敢えず現場にいるスタッフの方に伝えてしまうことがあるかと思うので、そういったところは、きちんと周知がされていくといいかなと思いました。 次に、24番の「国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務」のところですが、こちらは、流産・死産も減額に含まれるということですが、先ほど、減額というのはメリットになると言っていたのですが、この流産・死産という事実を知られたくない方、御家族にも伝えない方もいらっしゃると思うのです。その連絡が区から来る場合は、どのような形で連絡されることになるのでしょうか。知られたくないので、その減額はしなくてもいいという状況になったときにはどうなるのか教えてください。
情報管理課長	今、小池委員がおっしゃられたように、流産・死産といった状況もあり得ると思います。基本的に、この取組については、所管

	<p>から該当者の方に勸奨をすることにはなりますが、ただ、流産・死産といった状況の場合については、当然、知られたくないということもありますし、御本人の心の傷ということも人によってはあり得るかと思しますので、そういった場合は、区からは必要以上の勸奨はしないと所管からは聞いております。</p>
小池めぐみ委員	<p>もう1点、26番の「杉並子育て応援券に関する業務」ですが、こちらはクラウドサービスで新たにシステムを構築することによって、申込方法も変わるということですのでよろしいのでしょうか。それは関係ないのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>利用者側から見ますと、特段これまでの申込方法が変わるとか、そういったことはございません。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますでしょうか。では、御意見はありますでしょうか。御意見のところ、先ほど細川委員から御質問があった点ですが、案件番号27番に関して、当審議会への報告が必要なのかということですが、私としては、この27番の案件に関しては、個人情報登録簿がある案件となりますので、個人情報登録簿があるものに関しては、当審議会への報告は今回と同様にさせていただくことでいいと思います。</p> <p>ただ一方で、今回の御質問で、デジタル・セキュリティ部会が所掌する範囲のほうが、恐らくこの情報公開・個人情報保護審議会よりも広いと思うので、この個人情報登録簿がないような点検が、もし今後、仮にデジタル・セキュリティ部会であった場合には、私としては、それに関しては当審議会への報告は不要だと思うのですが、それに関して委員の方から御意見があればお知らせください。デジタル・セキュリティ部会が行った自己点検は全部報告してもらおうという考え方もありますが、当審議会の審議対象ではないものは報告を省いてもらおうということで、私はいいと思うのですがいかがでしょうか。</p>
細川えみ子委員	<p>今、会長がおっしゃられたような方針でいいと思うのですが、個別に入ってしまうと、指定管理のこの案件で誰の個人情報が必要になってくるのか分からないのです。要するに、これは要らないのではないかと、だから、審議会の対象ではないのではないかと気がするのですが、業者の方のだとすれば、それは個人情報扱いにはならないと思うのですが、いかがなものでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>この指定管理の案件については、この場合は公園等ですが、施設の利用者に対する個人情報というところが該当してくると思</p>

	ております。
細川えみ子委員	利用者の情報を取るのですか。だとすると、この説明文の中にそのことが書かれているべきではありませんか。
情報管理課長	今回お示しした資料の中で、どなたの個人情報なのかというような記載が見えていなかったところがあり、分かりにくくなっておりました。資料の作成方法については工夫してまいりたいと思います。
会長	他に御意見はありますか。
曾山恵理子委員	今、細川委員からお話があったことですが、私は公園の施設をお借りして何かしらのイベントをすることがあります。その際、団体、グループとして借りたりすることがあるので、もしかしたらそういうことなのかなと理解して聞いておりました。
会長	<p>今後は、個人情報登録簿の対象となっていないことをデジタル・セキュリティ部会が取り扱う場合には、それに関しては当審議会の報告はしなくてよいことで進めてまいりたいと思います。</p> <p>他に御質問、御意見はありますか。</p>
奥山たえこ委員	最近ですが、区議会の12月1日の道路交通対策委員会の中で、これは個人情報の収集に当たるのではないかとといったような案件が発生しました。私とすれば、どうしてそれが今回の検討の中に入っていないのか不思議に思っていて、まだ納得できないところがあります。直接の所管はいらっしゃいませんが、どのような事例で、どのような課題が指摘されたか御説明いただいてもよろしいでしょうか。
情報管理課長	今、奥山委員から御質問のあった内容については、区内を走っている「すぎ丸」というコミュニティバスがありますが、そのすぎ丸でAIカメラを使った実証実験を行っており、すぎ丸利用者に対する更なるサービス向上という観点で、どの停留所から乗って来たのか、どの停留所で降りたのか、あるいは利用者の属性、性別、年代などを、AIカメラを使って分析して、サービス向上に生かしていくという取組を11月21日からだったと思いますが、来年1月末日まで行うという実証実験についての御質問だと理解しております。その実証実験で、カメラを使って属性の分析を統計データとして収集することについて、それが個人情報の収集に該当するのではないかという趣旨の御質問だったと理解しております。こちらの案件については、カメラで写した画像は即時に統計データに変換されると聞いています。また、顔画像を保存する

	<p>ような仕組み、機能というものがこのカメラには物理的に存在していないことから、これは個人情報の収集には該当しないと判断できます。したがって、自己点検は行っておりませんので、審議会への報告もないということになっております。</p>
<p>奥山たえこ委員</p>	<p>委員会の中では、当初、顔を写す、顔貌は個人情報なのかどうかというやり取りをして、初めは個人情報ではありませんというような答弁があったのですが、何回ものやり取りのうちに個人情報ですと言いました。今の御説明によると、すぐに処理して破棄するから、個人情報の収集には当たらないというように受け取れます。個人情報の収集には当たらないのでしょうか。</p> <p>それから、肖像権の侵害です。撮影されるということ自体、肖像権というのは、御存じのとおり府学連事件ですか、判決の中では肖像権という用語は使ってはいないですが、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有する」といった文言が 50 年以上前の最高裁の大法廷で判決として確定しているわけです。それでいうならば、バスに乗る側から言えば、写されているなんてとんでもないという感覚があります。</p> <p>そして、そのことの周知が非常にいい加減でした。委員会の中でどのような答弁があったかという、広報に載せましたと、それからホームページに載せました、それから、バスの中に A 4 の紙を貼りました、それから運転手さんの後ろの壁にも A 4 の紙を貼りました。それだけです。念のため、私はもう一度その広報を見ましたが見つけられなかったです。読んでいたときも全然分かりませんでした。</p> <p>もっと言いますが、その後、バス停にその注意を貼りますとおっしゃったので見に行きました。でも、その注意も全然分かりません。すぎ丸の年末年始の運行ダイヤについては赤い色を使っているのがすぐに分かるのですが、今のカメラのことは「カメラによる利用状況調査実施中」というのを A 5 ぐらいの紙に貼ってあって黒一色です。今の文言だけは白抜きになっていますが、それが自分の顔貌を写されているということは全く分からない。個人情報を取っているということ、そして、それを区民の方にきちんとお伝えするという、その心構えが全く見出せず、めまいがするような気がします。杉並区がこんな考えであること、しかも委員会で指摘されてバス停に貼り紙をしたのさえもやはり分からないことについて、これはものすごく大きな問題だと思っておりますの</p>

	で特別にお尋ねした次第です。
情報管理課長	<p>まず、個人情報の収集に当たるかどうかということについては、先ほど御答弁させていただいた理由により、該当しないのではないかと考えております。また、このことが直ちに肖像権の侵害に当たるかということになれば、必ずしもそうとは言えないのかもしれないかもしれません。しかし、個人情報を取り扱うことに対する考え方、姿勢については、庁内全職員が等しく持っているべきではないことはもちろん理解をしております。今回のケースでいいますと、私も最近に乗っていないので、周知内容がどのような表現であったか把握していないのですが、ただ、利用者が周知内容を認識できなければ、それが周知といえるのかと思いますので、それは事業を行う前から丁寧に、このようなことをやっていますと周知すべきだと思います。特に、個人情報の不適切な取扱いや肖像権を侵害することはないということも含めて、丁寧な周知を徹底していくべきですので、この件に限らず、全庁的な周知徹底を強化し向上させていきたいと思っております。</p>
会長	<p>この審議会自体は個人情報保護法に基づいて行うわけですが、本件は個人情報保護法の個人情報には該当しないことになりません。個人情報保護法における個人情報というのは、「特定の個人を容易に照合できる場合」になりますので、誰であるか分からない画像を撮るだけでは個人情報には該当しないのです。昨年の改正法施行により、全国的な共通ルールの下で個人情報を取り扱うこととなった1つの理由ともされていますが、かつて、一部の自治体は、個人情報の定義をもう少し広げたほうが良いのではないかとということで、条例の規定において、個人情報の定義に「容易に」の文言を入れていませんでした。「容易に」の文言がないことによって、例えば、撮影したときには誰かは分からないのだけれども、その顔写真を持ってあちこちに聞いて回ったら誰であるか分かる、容易ではないが照合は可能であるから個人情報であるとしていました。その副作用として起きた事例として、災害時に、災害現場の映像を撮影して、それを防災センターの大画面で見ている際に、被災した人の顔が少しでも入ってしまうと、その場で防災センターの大画面を止めなければいけないということに陥ってしまったことがありました。やはり、映像に関してはそれはやり過ぎではないかと思っております。もちろん、奥山委員御指摘のとおり、これは本来、プライバシーの問題や肖像権のこととしては関知し</p>

	<p>なければいけないことだけでも、個人情報保護法で保護するものとは分けましょうということで、その後、映像に関しては特定の個人と容易に照合する、容易に照合というのは名簿と一緒に撮影がされている状態とか、名前と同時に取得されているような場合には容易に照合ができるけれども、映像が撮影された時点で照合がされていなくて、後からいろいろなことをすれば最終的には特定個人につながるものに関しては、これは「容易ではない」という考え方で除外したほうがいいでしょうということになったという経緯があります。</p> <p>プライバシーの配慮、あるいは先ほどの同意に関しては、個人情報保護法のほうでいうと、同意を取るときに空間同意という、ある空間に入って来た場合に、その空間に入ったことに関してどこかに掲示があれば、それに同意したこととみなすというような考え方がありますが、そういう空間同意の形の考え方も含めて、別途、考えなければいけないことかもしれませんが、少なくともデジタル・セキュリティ部会が点検する内容とか、この審議会が確認する内容ではないということにはなろうかと思えます。この辺りは、浅見先生からも御意見を頂ければと思います。</p>
浅見雄輔委員	<p>今、会長がおっしゃったとおりで、個人を特定できないので、個人情報ではないとは思いますが。ただ、奥山委員がおっしゃるように、肖像権の問題はあると思います。バスはある意味で公開の場なので、そのときの撮影情報をどうするかというのは、必要性とか、撮影される不利益とか、その辺のいろいろな情報を鑑みて合理的な理由があるかどうか。その中の1つの理由として、きちんと広報しているかどうかというのは、合理的かどうかという理由の1つなのではないかと思えます。</p> <p>この審議会は個人情報を主に扱っていますが、防犯カメラ条例による運用についても審議するとなっていて、やはり防犯カメラというのは知らない間に撮られているのは嫌だよねと、だから区民の意見を聞こうということで、所掌事項となっているのだと思います。バスの中の撮影というのは防犯カメラではありませんが、この場で審議していいことなのかなとは思いました。ただ、その辺は審議会条例を改正して、この審議会の対象に入れなければいけないのかなと、今のお話を聞いていて思いました。</p>
会長	本件については、御意見等があったという取扱いといたします。
宇田川ゆうじ委員	今のお話の中で、先ほど、撮影データから即時的にデータに起

	<p>こしていくので、個人情報の収集には当たらないというロジックだったと思うのですが、個人識別符号というのですか、統計データに落としたということは、そこからデータをたどれば再現ができるというようにも理解できると思ったのですが、その点はいかがでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>数値データから元の情報に復元できるのかどうかということなのかと思うのですが、この統計データに変換されたものについては、元への復元は不可能であるというように聞いておりますので、再現はできないと理解しております。</p>
会長	<p>ほかに御質問、御意見はありますか。</p>
加藤隆之委員	<p>バスの中のカメラで撮影した、個人が写っている画像が個人情報に当たらないというように聞こえたのですが、そういう理解で合っていますか。</p>
会長	<p>はい、私の理解はそのとおりです。</p>
加藤隆之委員	<p>個人情報保護委員会が出しているガイドラインなどでは、防犯カメラの画像等は含まれると書いてあるのです。</p>
会長	<p>防犯カメラの場合は、最終的に犯罪があった場合に、本人を特定するための目的につながるもので、そのところが容易ではないかもしれないけれども、照合を目的としているというところが大きな違いかなと思います。今回のバスに関しては、人数を数えるのでしょうかね。</p>
情報管理課長	<p>はい。</p>
加藤隆之委員	<p>バスの場合をもう一回言ってもらえますか。</p>
会長	<p>バスの場合は人数を数えるために顔の数を数えているだけです。それでその顔写真はもう残さない、カウントが終わったら消していってしまうものです。</p>
加藤隆之委員	<p>瞬時に消える画像ということですか、カウントだけして。</p>
会長	<p>その瞬時性がどのくらい瞬時かはちょっと分からないのですが、少なくとも最終的には消すものです。カウントが終わったら最後は消されるものというところです。</p>
加藤隆之委員	<p>その瞬時に消えて、顔の特徴が残らないものであれば個人情報には当たらないというのは分かるのですが、一旦取得して、カウントした後に消すのであれば、その仕組みがどうやっているのか少し分からないのですが、基本的には個人情報に当たると思うのですが。</p>
会長	<p>画像としては保存されないようです。その場で画像の処理を行</p>

	って、人数にカウントして、そこで消えます。画像としては記録する機能そのものがないという意味です。そういう意味だと瞬時と言えは瞬時ですね。
加藤隆之委員	そうですね、その場で消えていれば問題ないと思います。消えるというか、保存をしないということですね。
会長	そうですね、顔だと思ったら、人数を加えていくというものです。
加藤隆之委員	分かりました。
会長	それでは、ほかに御質問、御意見がなければ、報告第7号は了承といたします。次に、諮問第4号、諮問第5号について事務局から説明をお願いします。
諮問第4号 諮問第5号	
情報管理課長	(案件について説明する)
会長	ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。
安田マリ委員	諮問第5号についてですけれども、基本的な質問で恐縮ですが、緊急時という、この「緊急」は具体的にどういう状況なのか教えていただければと思います。
情報管理課長	この「緊急」の考え方ですけれども、例えば、国と杉並区のような自治体が情報のやり取りをする中で、国から情報が送信されてくるとして、送信機器のトラブルなどがあつた際に、その情報提供ネットワークシステムが使えなくなってしまう、あるいは一部の項目が使えなくなってしまう、そのような事態を想定しての緊急という言い方をしています。
会長	ほかに御質問はありますか。諮問第4号と諮問第5号については、細かくその適正さを確認すべきと思いますので、住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会において確認を行い、その内容を第4回、次回の審議会にて部会からの報告を受け答申することといたします。なお、部会の運営については、私が部会長ですので、私に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	ありがとうございます。それでは事務局は調整の上、部会を開催してください。それでは諮問第6号について、事務局から説明をお願いします。
諮問第6号	

情報管理課長	(案件について説明する)
会長	ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。
奥山たえこ委員	御本人が情報連携をしないでくれと、個人番号の提供を拒否しますとした場合には、こういった利便性は使えなくなるわけけれども、その代わり、それこそ以前と同じように証明書などを提出すればよいというような運用になっていると思いますけれども、今回、杉並区ではどのようになさいますか。
情報管理課長	この子どもショートステイの事務においても、情報連携を利用する・しないについては本人の希望によりますので、従来の紙の証明書を取得いただいての手續も引き続き選択できるようになっています。
奥山たえこ委員	<p>そのようなことは御本人に事前に御説明されるのでしょうか。というのは、今の説明にもありましたけれども、これまでは別表の中に、少なくとも法律の範囲内において定められていたことが、省令とかになったことで、国会の立法機関の目が及ばなくなるわけです。そういう意味では、こうして一つ一つ杉並区のほうで出してくださるのはいいことなのですが、情報連携を拒否するということ自体も、ちょっと危うくなっているのです。話が長くなるので省きますけれども、前はそのように言っていたのが、最近のガイドラインでは、そこのところを割愛していたりして、今後その運用を変えていくのではないかというような懸念を私などは持っているところです。</p> <p>少なくとも今現在は、情報連携は拒否することはできるということ、若しくは、従来のような方法が可能ですということを説明してほしいのです。マイナンバー法はすごく難しい、それで運用になるともうさっぱり分からない。こういったところこそ丁寧にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。</p>
情報管理課長	まず、マイナンバーが利用できる事務というのは、法律のほうに、別表に規定をされているということになりますので、どの事務で情報連携ができるかというのも、ベースはマイナンバーが使えるかどうかというところに規定されていなければいけませんので、引き続き法律に規定はされるというところで、追加がされる場合は、国のほうでもきちんと審議はされるものと考えてはいますが、区のほうで独自利用の事務として、今回、子どもショートステイを今後追加していく予定としておりますけれども、利用者の方に対する周知というところで、情報連携というやり方もあり

	<p>ますし、あるいは従来どおりの手続も可能ですということについては、利用される方にはきちんと説明をした上で選んでいただくというところは徹底をしていくことになっておりますので、そのように取り組んでいきたいと考えています。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
細川えみ子委員	<p>私としてはこの案件が諮問だということがよく分からない、報告なら分かるのですけれども。法改正に基づいて条例改正を行うと。条例改正の内容はちょっと個別案件的な話が出ていて、これは条例改正として議会できちんと議論すべき内容だなと思いました。ここで諮問されて、この条例はいけないとか言える話でもなさそうなので、なぜ報告ではなくて諮問になっているかご説明いただけますか。</p>
情報管理課長	<p>この案件につきましては、条例改正を行うから諮問をするというものではなく、特定個人情報を扱う条例のため、特定個人情報の重要事項という位置付けをしています。特定個人情報の重要事項については、審議会条例上、諮問を行うことになっておりますので、この条例改正についても、今回、諮問をさせていただいております。</p>
細川えみ子委員	<p>そうすると、この条例改正の内容について意見を言える権限が審議会にあるのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>諮問をさせていただいて、委員の皆様からいろいろな意見を出していただくことになりますけれども、我々としましては、審議会の意見を尊重した上で、区議会に諮っていくと考えております。</p>
会長	<p>反対があれば反対ということは当然できます。いわゆるマイナンバーに関係する条例に関しては、本件に限らずこの審議会の諮問の対象になっております。ほかに御質問はありますかでしょうか。</p>
小池めぐみ委員	<p>先ほど、今までどおりの申請の仕方も、これからマイナンバーを使って申請することも、どちらも選択ができるということだったのですけれども、どちらの方法でも取扱いは同じでしょうか。マイナンバーのほうが早く受付ができたりとか、有利になったりというようなことは特にはないのでしょうか。確かに効率で言えば申請する際に、自分で取りに行かなくてはいけないような申請書があるかと思うので、そういう意味では、そちらを選んだ方は動き回らなくてはいけないところはあると思うのですけれども、申込みをした時点では、どちらも同じ扱いをしていただけるということによろしいですか。</p>

情報管理課長	選んだ方法によって、利益、不利益があるということはありません。
小池めぐみ委員	<p>利益、不利益はないということや、利便性が向上するということは、確認はできているのですけれども、区民の利便性だけではなくて、職員の業務負担の軽減ということでも、目的としては効率化自体必要なことだとは考えておりますが、やはり情報漏えいのリスクというのも当然生まれるもので、こういうマイナンバーに紐付けられる情報が、各自治体で、独自で増えていくことは、漏えいした際のリスクも大きくなっていくことと懸念しています。</p> <p>それから、今回の事務に利用する特定個人情報というのは、生活保護の実績だったり、所得の証明書だったりというような、重要な個人情報も含まれるわけです。個人の基本的な人権や生存権を脅かす事態につながっていくという懸念があります。マイナンバーの自治体での独自利用の拡大ということに関しては、賛成することができませんので、諮問第6号に関して反対とさせていただきます。</p>
会長	ほかに御意見はありますか。
奥山たえこ委員	マイナンバーを使わない方法があるにもかかわらず、このような方法を取るべきではないと考えておりますので、反対をします。ただ、先ほどの選択できますという注意は、きちんとやっていただけるということについてはお礼を申し上げます。
会長	<p>他に御意見はありますか。なければ、諮問第6号は決定といたします。</p> <p>次に、令和5年度第1回の審議会で諮問を受けました、諮問第1号「国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について(再実施)」につきまして、部会の報告を受けたいと思います。この案件は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第7条の2により設置した部会において審議を行うこととし、10月27日に開催された部会で審議が終了しています。まず、事務局から配布資料の説明を受け、次に、部会長として私から点検結果の報告をいたします。その後、御質問、御意見をお受けしたいと思います。それでは、事務局から配布資料の説明をお願いします。</p>
諮問第1号	
情報管理課長	(配布資料について説明する)

<p>会長</p>	<p>次に、私から部会での審議について説明いたします。部会では、国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書の審査を行いました。今回の特定個人情報保護評価の再実施については、国保連合会が運用している国保情報集約システムが、国の主導によりクラウド環境により運用されることに伴い、実施されたものでした。第三者点検の結果、厚生労働省が示した評価書への追記例に倣って適切に評価書が更新されていることが確認できました。また、今回追記をした箇所以外の記載についても、従来から適切な記載がされており、特段の意見はありませんでした。以上のことから、評価書の適合性・妥当性について問題は認められなかったと考えております。</p> <p>ただいまの説明について、御質問、御意見はありますか。</p>
<p>(質問、意見等なし)</p>	
<p>会長</p>	<p>御質問、御意見がなければ、諮問第1号は決定といたします。補足として、今後の部会の運用に関してなのですが、前回の部会に関しては、この案件が1個だけだったのですが、この案件は全国共通案件ですので、評価書の記載内容に関しても厚生労働省からガイドラインが出ていたというところで、委員からは特段質問がありませんでした。質問がなかったので、実質、会議としては3分ほどで閉会しております。委員から、このような場合には会の開催をなくしてもいいのではないかと御意見がありました。私としては、今後の運用としては、個人情報保護評価書に関しては事前にかなり読み込まないといけないので、会議のその場で何か読んで意見を言うというのではなく、事前に読み込めますので、事前の読み込みの際に、会議で質問・意見があるかということを確認して、全員の質問・意見がないという場合には、会議を開催しないでそれで済ますということにしてみようかと思うのですが、それに関して御意見をいただければと思います。それから、どなたか1人でも、当日、質問又は意見を言いたいという御意見があったら開催するのですが、それが全くないという場合に、形式的に開催してすぐに終わることを避けてもいいと私は思っていますが、いかがでしょうか。御意見があれば、お願いします。</p>
<p>(意見等なし)</p>	
<p>会長</p>	<p>では、今後は事務局が、リードタイム、締め切り時間、質問や意見がありますかと聞く事前の時間が必要になってしまうのです</p>

	けれども、事前に委員に質問、意見がありますかと聞いて、全員がないという場合には、会議を開催せずに、報告としては質問・意見がありませんでしたと報告をするような形で運用を変えたいと思います。それでは、諮問第1号は決定といたします。次に「個人情報保護委員会による実地調査・立入検査の実施結果等について」、一般報告がありますので、事務局から説明をお願いします。
一般報告	
情報管理課長	(案件について説明する)
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。
奥山たえこ委員	基本的なことですが、これは何か事が起きたから杉並区に来たというのではなくて、例えば定期検査みたいなものだと考えていいのですか。
情報管理課長	この個人情報保護委員会の立入調査については、今年度から新たに実施をされたものです。個人情報保護委員会から出ている資料などによると、全国のバランスなどを配慮して、調査の対象先を決めているということです。今回の立入調査に至ったことが、区でも昨年度、住基ネットの不正利用という案件もありましたが、そういった事案が今回の調査に影響しているかどうかということの明言はありませんでした。ただ、資料上はこれまでの情報漏えい等の状況という文言も入ってはおりましたので、その点も加味された可能性はあります。
会長	ほかに御質問はありますか。
曾山恵理子委員	別紙の1個人情報保護法(3)アカウント及びアクセス権の管理で、当該職員のアクセス権限については、令和5年8月15日に停止されたということなのですが、例えば退職をされる方というのは、いつをもってアカウントを停止することになっているのかというのは、決まっているはずだと思うのですが、育児休業中の方については別運用になっていたのか、産前・産後の休暇を取得して育児休業に入ることが確定しているのであれば、90日を待たずとも、もう少し早めにアカウントの権限を停止することができるのではないかと思ったのですが、退職者についての運用と、産前・産後の休暇、育児休業の職員についてのアカウントの権限についてお尋ねしたいと思います。
情報管理課長	まず退職者については、基本的には90日で使用できなくなるというルールで運用しているところです。基本的には、本人のIDとパスワードがないとそのシステムには入れないこともあって、今

	<p>回指摘を受けたところでのリスクは少ないだろうと考えますが、今、育児休業などの話もありましたが、当該職員が使わないことが明らかになった時点で、システムに入れないようにするというのも、適切なアカウント管理ということになるのかと考えています。それぞれの区の中の所管でシステムの構成というか、どういった入り方をするかというのも、ばらばらなところはあると思うのですが、今回の改善の指導を受けて、その辺の運用についても、なるべく速やかに削除し、物理的に使えないようにしていくということも含めて、周知をしていきたいと考えています。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
堀部やすし委員	<p>個人情報ファイル簿の件について確認します。この区の対応状況を見ると、既に個人情報ファイル簿は作成しているようにも読めるのですが、そういうことでよろしいのですか。</p>
情報管理課長	<p>個人情報ファイル簿については、この改善の指導があった後に、全庁にファイル簿の作成を依頼し、提出されたものを今集約している状況です。各課で作られたものは、情報管理部門で集約をして、中身を確認の上で公表という段取りを考えており、内容等について精査を行っておりまして、1月中に公表ができればということ考えています。</p>
堀部やすし委員	<p>そうすると、各課ではもう完成していると、公表に至るまで何か整理をしていると、こういうことなのですね。発表するのは、そうすると各課単位ではなくて、所管課でまとめて一斉に出すと、ホームページ公表などもすると受け止めてよろしいですか。</p>
情報管理課長	<p>ホームページで公表していく予定です。公表の方法については、各自治体様々なやり方があると思うのですが、今のところ想定しているのは、部局ごとに個人情報ファイル簿のデータをアップする形で公表をしていきたいと考えています。</p>
堀部やすし委員	<p>国の法の施行令を読むと、個人情報ファイルを保有したら直ちにファイル簿を作れという記載です。施行令の第21条1項にはそう記載がありました。改めて、条例の後に区長が作った規則がありますね、杉並区個人情報の保護に関する規則。これの第5条を見ると、個人情報ファイル簿の公表について規定があるのですが、こちらでは「遅滞なく」という言葉を使っていますよね。遅滞なく公表しなければならないと。国のほうは、「直ちに」というのは、ものすごく思いを込めて「直ちに」と規定している一方で、区の規則のほうでは、「遅滞なく公表」とすると。この温度差はどういう</p>

	<p>ところにあったのですか。「速やかに」でもいいわけですよね。あえて「遅滞なく」という表現を使っているところに私は非常に引っ掛かったのですが、所管の見解を確認しておきたいです。</p>
情報管理課長	<p>当初から、令和5年度中の公表を目指して準備をしていたのですが、準備をしている中での個人情報保護委員会からの指摘となりましたので、スピード感を早めて公表に向けて取り組んでいるというところですよ。</p>
堀部やすし委員	<p>もともと公表するつもりがあったということですね。確認します、国が規定を作ったときに、匿名加工情報について意識をして、これを各自治体に強制するというか、一律に求めるということではないかという話があったと思うのですが、匿名加工情報については取り扱わない、規定しなかったという背景もあって、余りこのことについては急いで対応しなくてもいいという意識が区にあったということですかね。それに対して、個人情報保護委員会はそうではなくて、しっかりやりなさいと、そういう意識の齟齬があった、そういうことで受け止めてよろしいですか。</p>
情報管理課長	<p>個人情報ファイル簿については、当初から公表する予定でいました。匿名加工情報の話とは特段関連はしておりません。個人情報保護委員会も、具体的にいつまでという時期の明記こそしていませんが、全国的にファイル簿の公表を早くしてくださいという通知が、令和5年度に入って来たこともあり、我々もスピード感を上げて取り組まなくてはならないと考えていたところでありました。</p>
堀部やすし委員	<p>これは自己情報を確認する、今の言い方では、自己に関する保有個人情報という意味でも非常に重要なものと思いますので、適正にやっていただく。2月1日までとありますが、1月中にやっていただけるということなので安心をしました。今回の点検は、全国、自治体は25ぐらいありましたが、見ていると指摘がなかったのは2、3だけですね。豊橋とか、幾つかだけだったと思うので、区としては、決して手を抜いていたわけではないとは受け止めていますが、非常に重要な点だと思いますので、鋭意対処していただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>今の最後の堀部委員の件は、質問ではなくて意見のほうに取り込んでいきたいと思えます。もし御質問がなければ意見のほうに切り替えますが、御質問はいいでしょうか。御質問がある方はいらっしゃいますか。</p>

安田マリ委員	<p>改善指導の内容を拝見しますと5件あって、そのうちの2件が「委託及び再委託」であることが気になっています。もちろん個別対応は、今もう確認済みということではありますが、今後に関しては、個別対応のみならず、再発防止策といった意味で、対策・強化をしていく必要があるのではないかと考えますが、委託・再委託における個人情報の取扱いの注意喚起についてはどのようなになっているのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>委託・再委託については、前回の審議会でも少し話題になったのではないかと考えていますが、ここは再委託については原則禁止ですということになっていますし、再委託を承認する場合というのは、我々もそれを判断しなくてはいけないという前提があります。今回、指摘を受けて、指摘されたところだけ対応すればいいということではなく、これは全庁的な対応が必要と考えています。今、契約部門と調整も大詰めに入っていますが、今後、再委託をする際は、事業者から再委託の承認書を各所管に提出してもらっていますが、再委託の承認の際に、そもそも再委託の中に個人情報を扱うかどうかというのを明記させた上で、委託事業者及び再委託事業者から誓約書を徴収することで考えています。その誓約書の内容については、個人情報の保護に関する安全管理措置等規準がありますが、個人情報の取扱いについて、注意をすべきことが10項目前後ありまして、そこを委託業者・再委託業者それぞれ明記の上、区に提出をしてもらうというところで、きちんと証跡も残しながら対応をしてまいりたいと考えております。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。それでは、御意見があれば、御意見をお願いします。</p>
小池めぐみ委員	<p>今回、調査対象となった4つの部署だけではなくて、全庁的にいろいろな対応、改善策を考えていくということだったのですが、私の意見を申し述べさせていただきたいと思います。前回の審議会でも出ましたが、教育委員会で区立の小・中学校と子供園での指導要録の紛失が発覚しましたよね。その後の文教委員会でも報告があって、実は5年前からの紛失だったということが明らかになりました。教育委員会としても再発防止策を打ち出していて、廃棄手順の徹底とか、取扱いの意識を高めることとか、電子保存の仕組みを整えて実施するといったことを挙げられていました。あと、学校訪問の際の点検です。ですが、今、こういった区役所内のこういう部署で行われているような個人情報の徹底管理とい</p>

	<p>うところと、教育委員会は区民の個人情報を取っているというところで、意識の差というか温度差があるのではないかと感じるころがありますので、是非、そこは教育委員会だからということではなくて、全庁的に意識の向上を徹底していただいて、区民の個人情報を守っていくところに、細かく指導や、研修や、改善策を講じていただきたいと思っています。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
曾山恵理子委員	<p>先ほど質問させていただいて、退職者も90日はアクセス権がまだあるということ、物理的に何かしらの対策を取ることもお話いただいたところではあるのですが、例えば民間というか、私も勤務していた会社ですと、退職したその日にアクセス権が停止されることなども割と多い印象を持っています。そこで、退職後の90日ということになりますと、ほかの会社にもう就業していたりとか、もしかしたら別の何かしら起業したりとか、いろいろもう既にほかの仕事をしている可能性も十分大きいと思うのです。杉並区の中でも、以前に機密情報の持ち出しとか、個人情報の持ち出しということもあったと思います。そういうことも考えて、本当に90日が適正なのか、是非御検討いただけたらと思っています。</p>
情報管理課長	<p>御意見ありがとうございます。90日ルールのところについては、参考にさせていただいて、対策を考えてまいりたいと思います。また、先ほど小池委員から教育部局についてのお話もありましたが、区の組織として考えたときに、教育部局かどうか、そうではなかったとしても、それは関係なく考えていますので、そこは区の組織として、個人情報に関する意識の底上げ、徹底を、教育部局とも連携をより強化していかなくてはいけないと改めて感じたところですので、丁寧に取り組んでいきたいと思っています。</p>
会長	<p>前回の教育部局の件は、誤廃棄をした可能性が高いものでした。漏えいに対しては、かなり職員の意識は高いのだと思います。漏えいに対する意識が高くなると、漏えいをしないように、シュレッターによる廃棄をする傾向にあります。廃棄方法として適切であるか、確認が必要です。廃棄というのは、ルールに沿って実施しないと、それが最終的にどこに行ったのか管理者側が管理できなくなります。漏えいと同程度に廃棄に関しても意識を持ってもらうことが、前回の誤廃棄に関しては重要なのだと思います。職員の方々は、おそらく漏えい防止に対しては意識を向けている</p>

	<p>と思いますが、加えて、廃棄に対しても意識を向けないと、適切な手続を踏まずに誤廃棄をしてしまうことがあるので、適切な廃棄についても、職員の意識を高めていただきたいです。それでは、本件は了承といたします。</p> <p>本日、審議した諮問第1号、諮問第6号について、ここで答申をまいります。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容の御確認をお願いします。なお、オンラインにより参加された加藤委員は、画面から御確認ください。</p>
(答申案文配布)	
会長	では、この内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	では、答申文をデジタル戦略担当部長にお渡しします。
(答申文手渡し)	
会長	本日の議題は以上です。最後に事務局から何かありますか。
情報管理課長	<p>確定版の会議録についてですが、本日、確定いたしました会議録については、事前にお配りしたものと変更がありませんので、改めての提供は控えさせていただきます。</p> <p>続けて、法定調書に係る住所等の確認についてです。令和5年分の委員報酬に係る法定調書に関連いたしまして、2点御連絡があります。1点目が、令和5年中に御住所の変更があった委員は、事務局にお知らせください。2点目が、法定調書の送付先については、原則、審議会資料の送付先への送付を考えておりますので、資料送付先以外への送付を御希望される委員の方がいらっしゃいましたら、事務局にお知らせください。お手数をお掛けしますが、該当される委員におかれましては、審議会終了後、事務局職員がこちらに控えておりますので、お声掛けいただければと存じます。なお、区議会議員の委員の皆様については、区議会事務局で対応をいたしますので、法定調書に関して当審議会事務局への御回答は不要です。法定調書に関する御連絡は以上です。</p> <p>最後に、次回審議会の日程です。次回の審議会は、令和6年3月19日(火)午後2時から、終了時間は、案件数にもよりますが午後5時を想定しております。場所は中棟の6階第4会議室の予定です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	それでは、以上で令和5年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただき、ありがとうございました。